

広島県工賃向上専門家アドバイザー派遣事業業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

就労継続支援B型事業所等（以下「事業所」という。）は、自主製品の販売や請負作業により利益を得て、利用者の工賃に充てているが、さまざまな課題を抱え、工賃が上がらない現状がある。

工賃が上がらない要因となっている個々の事業所が抱える課題はさまざまであることから、本事業においては、個々の事業所が抱える課題の具体的な解決策を提示し、実行へ繋げることにより、事業所の活動の充実及び工賃向上に資する取組を支援する。

本事業の実施においては、具体的な解決策の提示と事業所が解決のために確実に行動できるような支援が必要となることから、事業所の経営や具体的な工賃計画の立て方、立てた計画に沿った具体的な進め方等について、専門的な知見及び実績を有した団体等に委託して実施する。

(2) 業務内容

別紙1「広島県工賃向上専門家アドバイザー派遣事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

1,358千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第1号）提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書（別記様式第3号）提出期限

令和7年7月23日（水）午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年7月24日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県健康福祉局障害者支援課

② 提案書提出期限

令和7年7月28日（月）午後5時

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの。写し可）

イ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの。写し可）

ウ 登記事項証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）（写し可）

エ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

オ 会社概要説明書（既存のもので可）

カ 本事業と類似した事業の実績一覧

キ 電子データの保存等に関する申出書（別記様式第2号）

なお、令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）において、指定の資格を認定されている者においては、ア～エの提出は不要とする。

また、アについては、広島県内に事業所等が全くない等納税義務がない場合は、提出不要とする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
 - ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局障害者支援課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和7年8月5日（火）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和7年8月6日（水）までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

(5) 契約方法

最優秀案選定後、当該契約予定者と業務内容、委託料について協議の上、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

4 その他

申請書又は企画提案書を提出した後に本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに「取下願」（別記様式第 4 号）を提出すること。

5 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 業務委託仕様書

(3) 業務委託契約書（案）

(4) 企画提案書作成要領

(5) 評価基準

(6) 別記様式第 1 号～第 4 号